

貸出の状況（単体）

貸出金の業種別構成

（金額単位 百万円）

区分		平成 15 年度中間期末	平成 16 年度中間期末	平成 15 年度末
国内店	製造業	5,918,501	5,582,342	5,794,191
	農業、林業、漁業及び鉱業	159,085	120,620	133,833
	建設業	2,011,721	1,654,954	1,717,184
	運輸、情報通信、公益事業	3,200,039	3,080,967	3,134,713
	卸売・小売業	5,659,243	5,423,608	5,492,168
	金融・保険業	5,058,907	5,065,594	4,892,526
	不動産業	7,422,864	6,340,604	6,995,060
	各種サービス業	5,581,639	5,541,499	5,470,887
	地方公共団体	394,584	438,500	688,159
	その他	16,673,375	14,271,284	13,632,796
	合計	52,079,963	47,519,976	47,951,522
海外店	政府等	88,481	38,221	63,654
	金融機関	240,181	257,118	227,393
	商工業	2,576,498	2,803,980	2,395,989
	その他	168,398	104,310	171,583
	合計	3,073,559	3,203,631	2,858,622
総合計	55,153,522	50,723,607	50,810,144	

（注）海外店には特別国際金融取引勘定分を含めております。

個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

（単位 百万円、％）

区分	平成 15 年度中間期末	平成 16 年度中間期末	平成 15 年度末
中小企業等貸出金残高	35,937,060	34,893,305	35,427,834
中小企業等貸出金比率	69.0	73.4	73.9

（注）1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

消費者ローン残高

（金額単位 百万円）

区分	平成 15 年度中間期末	平成 16 年度中間期末	平成 15 年度末
消費者ローン残高	13,956,671	13,908,345	13,875,878
住宅ローン残高	12,717,977	12,842,232	12,725,041
うち自己居住用の住宅ローン残高	8,757,092	9,015,628	8,891,575
その他ローン残高	1,238,693	1,066,113	1,150,837

（注）住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のもも含めております。

リスク管理債権

(金額単位 百万円)

区分	平成 15 年度中間期末	平成 16 年度中間期末	平成 15 年度末
破綻先債権	145,947	59,229	67,183
延滞債権	1,957,746	1,552,410	1,460,787
3カ月以上延滞債権	94,513	46,812	47,618
貸出条件緩和債権	1,634,826	732,317	1,199,301
合計	3,833,032	2,390,768	2,774,889

各債権の定義

「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。

「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金。

「3カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金(除く、)。

「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く、)。

金融再生法に基づく開示債権

(金額単位 億円)

区分	平成 15 年度中間期末	平成 16 年度中間期末	平成 15 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,061	5,811	3,616
危険債権	16,312	11,241	12,027
要管理債権	17,293	7,792	12,469
(小計)	(38,666)	(24,844)	(28,112)
正常債権	566,238	536,734	528,744
合計	604,904	561,578	556,856

各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第7条に基づき開示するものであり、同法第6条に基づき、(中間)貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

「要管理債権」：3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く、)。

「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権。